

Title	政治的資源としての法 : 権利と政治変動
Author(s)	安達, 悟
Citation	年報人間科学. 28 p.141-p.145
Issue Date	2007
oaire:version	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/10983">https://doi.org/10.18910/10983</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

政治的資源としての法－権利と政治変動

Stuart A. Scheingold  
*The Politics of Rights: Lawyers, Public Policy,  
and Political Change (2nd ed.)*

*The University of Michigan Press, 2004 (1974)*

安達 悟

近年、マイノリティの権利や環境問題といった議論が、社会問題としてひろく取り上げられている。その多くは、問題の闘争手段として訴訟制度を用いる。その際、社会変革を求めるものたちは、「権利」の概念を用いることがある。しかし、実際には裁判に負けることが多い。たとえ法廷闘争に勝利しても、新しい政策形成に直結した例も多くない。なぜなら、少なくとも三権分立を標榜する社会では、政策立案は立法府の役割であり、司法決定が政策に介入するのは例外的なものだと考えられているからだ。また、たとえ司法が立法に介入しても、政策の転換にかかる時間や費用といった問題、手続きの煩雑さといった問題から、その政策の実行には多くの障害が立ちふさがっているからである。

では、なぜ社会問題に対する闘争手段として、訴訟が使い続けられているのだろうか。また、公共政策の方針を変えるにはどのようなプロセスが有効なのだろうか。本書は、このような問題意識のもと、訴訟・権利・法律家の政治変動における役割を明らかにしている。

著者によれば、アメリカ人の多くは、「権利の神話 (the myth of rights)」とよばれる伝統的な法パースペクティブを内面化しており、それゆえ、訴訟制度が新しい政策形成に有効だと彼らは信じているのだという。「権利の神話」とは、「訴訟は、法廷から権利の宣言を引き出し、この権利の現実化を保障する。そして、その現実化は意義ある変動と同等なものとなる」(p.4) という楽観主義的なパース

ベクティブのことである。このパースペクティブは、訴訟・権利・法的救済の直接的・線形的なつながりを暗に想定するものである。そのため、この想定は、訴訟を通じて社会正義の実現と、政治運動による社会変革を別個のものとして人びとに信じさせている。それに対して、著者は、法と政治のプロセスを別個のものとしてとらえるのではなく、より包括的な文脈で、訴訟と権利の役割をとらえるべきだと主張する。この包括的な文脈において議論することは、政治変動を引き出すプロセスにおいて、法とそれ以外の戦術を、政治的な資源動員との関係において考えるということである。

そのためには、まず法の多面性を理解する必要がある。法の多面的性質とは、「法はリアルだが、それはまた想像上の虚構」(p.3)ということである。それはつまり、「法の具体的な制度的存在」と「法の象徴的な生 (life)」というふたつの次元で、法をとらえることである。前者は、法律の条文や罰則規定など、われわれが普段目にしていくものである。それに対して、後者は、政治制度の正当性に影響をおよぼす、人びとの信念を形作るものである。法はその象徴レベルにおいて、人びとの価値観形成に重要な影響を及ぼしている。本書が書かれた当時、法は具体的な制度に関するものと考えられてきたが、法を多面的にとらえることで、政治変動に法・権利が果たす役割を理解することが可能になるのである。つぎに、具体的な制度を形成する「公共政策の方向性」(p.4)を決める政治領域において、どのように法の象徴的な生が、関係しているのかを明らかにする。

まず、法の象徴的な領域において、人びとの認知と信念は、「イデオロギー」として形成される。たとえば、アメリカでは、「法は社会正義のために有用である」という考え方と「法は社会的抑圧の手段である」という考え方が、イデオロギーとして競合している。これらの観念は、人びとの象徴レベルで競合し、個々人の価値観を形成する。つまり、法は、一般に考えられているような確固とした存在ではなく、イデオロギーに左右される相対的な存在なのである。そしてこのイデオロギーは、討議の場である政治領域に「理念 (Ideals)」を提供する。この理念とは、人びとが希求する社会像の「青写真 (blue print)」(p.17)をもたらすものである。実際、アメリカの政治的理念として主要な位置を占めているものとして、「個人主義、私的所有権、市場経済、制限政府」(p.18)が挙げられる。こういった理念を政治領域で議論し、社会構成員からの理解を得ることができれば、この理念は具体的な制度として、「フォーマル・ルール」を確立する。たとえば、前述のアメリカの政治理念に当てはめると、個人主義は権利章典や憲法修正十四条「法の下の平等」に、私的所有権は憲法修正第五条「所有権の不可侵性」に、市場経済は膨大な数の法律に、制限政府は「三権分立」を規定した憲法に、という形でそれぞれが具体的なフォーマル・ルールとして規定されている。同時に、法の形式で、具体的な制度に位置づけられることで、こうした理念は、統治機構と私人の行為規範として人びとに受け入れられていく。

以上のことから、法の多面性とそれに由来するイデオロギーの特徴を理解することで、具体的な「公共政策の方向性」を決める政治プロセスと、法の象徴がもたらす信念のパターンが、別々のものではないことがわかる。そのため、両者を包括的にとらえることが必要であると著者は主張する。

そこで、新たに提示されるのが、「権利の政治 (the politics of rights)」というパースペクティブである。「権利の政治」とは、「アメリカ社会において、権利の存在によって可能となる政治的な活動形態を描くためのことば」(p.83)である。この視点によって、法と政治変動との関係を明らかにできるようになる。より具体的には、権利の概念を用いることによって、訴訟と政治的動員 (political mobilization) との関係が明らかにする。

従来、訴訟は、「権利の実現を保障し、新しい社会秩序を確立するための手段」(p.14)として、広くアメリカ人に信じられてきた。しかし、公民権運動をはじめ、多くの法廷闘争をかえりみると、違憲判決や原告勝訴の事例でさえ、新しい公共政策への転換・形成に直結していないことがわかる。なぜなら、権利の政治に失敗しているからである。そこで、著者によれば、この政策形成へのインパクトをもつためには、政治闘争の手段として単に訴訟を用いるのではなく、政治的資源の動員との関係をみすえて戦略的に訴訟を用いることが重要となる。なぜなら、訴訟のもつ政策形成へのインパクトは、判決後のプロセスに依存するからである。つまり、司法決定が下された後、政策形成の場である政治領域に、効果的な影響力を行

使できなければ、具体的な「公共政策の方向性」を変革することはできないということである。

では、効果的に影響力を行使し、「政治領域の再編 (realignment)」を促すには、どのようなプロセスが必要となるのだろうか。それにはふたつの段階、すなわち「政治意識の活性化 (activation)」(p.132)と「政治的な組織化 (organization)」(p.138)がある。まず、第一段階として、「政治意識の活性化」が問題となる。訴訟においては、訴訟当事者の主張は原則的には当事者個人の問題として取り扱われる。つまり、訴訟のトピックを社会的な問題として扱うためには、訴訟における個人の「不満」を社会全体の「不満」として認知させる営為が必要となる。したがって、訴訟が政治領域に影響力をもつためには、訴訟のトピックが社会全体にとって解決されるべき問題であるという認識を広めること、すなわち政治意識の活性化が重要なものとなる。

しかし、政策形成に具体的な影響を与えるためには、単に意識が活性化されるだけでは不十分である。なぜなら、ここでは効果的に組織された集合体によって立法府に圧力をかけることが重要となるからだ。ここで、第二段階である「政治的組織化」が問題となる。政治的組織化の段階では、訴訟における「不満」が集合体全体の「不満」であるという認識を、個々の成員が明確に共有する。著者は、この認識の共有を「集合的アイデンティティ」の確立と呼ぶ。集合的アイデンティティが首尾よく達成されるためには、「政治的資源としての権利」(p.83)が用いられなければならない。なぜな

ら、この政治的資源としての権利を用いることではじめて、社会に対して「不満」を主張する正当性を人びとに認識させることができるからだ。この意識が人びとを政治に向かわせ、それによって、人びとの集合的アイデンティティを呼び起こし、彼らを政治的領域に動員することができるようになるのだ。

しかし、この一連のプロセスにおいて、訴訟が提起され、権利が用いられれば、自動的に政治資源が動員され、「公共政策の方向性」が変わるわけではない。権利の政治を成功させるには、訴訟という「道具」を使い、権利を戦略的に用いるある種のテクニクが必要となる。そうしたテクニクを担うのが、「権利の戦略家 (the strategist of rights)」としての活動家的法律家 (activist lawyer) である。権利の戦略家とは、政治資源の動員に際し、戦略的にリーダーシップをとるものことである。一般的な法律家と同様に、彼らは法廷戦術に長けている。法廷戦術とは、ここでは訴訟という「ゲームに勝つ術」(p.156) のことである。これには、複雑な事実問題を法的ルールや権利に当てはめる「類推 (analogy)」といった技術も含まれる。この技術をもつ点では、活動家的法律家も一般的法律家も同じである。

しかし、活動家的法律家を特徴づけるのは、政治的な資源動員への関心とそれに対応する独特の戦術である。まず関心の問題だが、一般的な法律家は「訴訟を統合された戦略の一部であるというよりもむしろ、他の政治戦略とは違ったものとして考える」(p.6) 傾向

が強い。また、自分たち法律家は「顧客のためにいるのであって、世界を救うためにいるのではない」(p.100) というワシントンの大法律事務所の話は、一般的法律家の意識の特徴をよく表わしている。それに対し、活動家的法律家たちは、公的な問題にもひろく関心を示す。つぎに、戦術の問題であるが、一般的法律家たちは、法廷内での戦術にのみ力を注ぐ。しかし、活動家的法律家たちは、法廷戦術のほかに、新聞やテレビを使ったメディア戦術や、社会運動のリーダーシップをとるといった戦術を用いることによって、自分たちの主張を広く世論に訴えかける戦略を使う。つまり、法廷戦術と法廷外戦術を戦略的に用いることが、権利の戦略家として必要な要素であるのだ。その意味で、権利の政治パースペクティブは、ある訴訟で完結する「権利の実現よりも、むしろ権利の操作 (manipulation) に関わるものである」(p.148) ということができる。

著者は、これらの分析概念を用いることで、訴訟が、社会問題の解決手段のひとつとして用いられ続ける理由を明らかにした。本書は、初版(一九七四年)出版当時の権利論研究や法理論研究と異なり、法と政治の関係を、権利の概念と、政治的な資源動員とを結びつけて描いたという点で画期的であった。これは、後の「新しい権利の政治研究」と著者がよぶような、批判法学運動 (CLS) や法動員論といった様々な研究に多大な影響をおよぼしており、その点において現代における本書の意義を認めることができるだろう。

書籍總覽

Scheingold Stuart A., [1974] 2004, *The Politics of Rights : Lawyer, Public Policy, and Political Change*, 2nd ed., The University of Michigan Press.